

2020年 11月 1日

株式会社 ネクスト

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(弊社)は、労働者や派遣先企業が適切な派遣会社を選択できるよう派遣先より戴きます派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合、いわゆるマージン率を公開することが義務付けられました。

(法第23条第5項)

弊社では、事業年度毎に決算終了後の平均マージン率等を公開いたします。

マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンの内訳

スタッフの雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。
営業担当者などの管理者や事務所の事務職などの人件費、事務所維持費募集広告等をはじめとする諸経費。

対象期間:2019年10月1日～2020年9月30日

派遣労働者の数	38名(1日平均)
派遣先事業所の数	18件
労働者派遣料金の平均額	12,834円
派遣労働者の賃金の平均額(交通費など諸手当含む)	9,341円
マージン率	27.21%
教育訓練に関する事項	雇入れ導入教育など